

新

旧

電気・機械工事標準積算基準書

電気・機械工事標準積算基準書

平成30年7月より、第Ⅱ編 電気通信設備工事において「施工箇所が点在する工事の積算」の改正を行いました。

詳しくは、「第Ⅱ編 電気通信設備工事」をご確認ください。

令和元年7月1日

神奈川県企業庁

平成30年7月1日

神奈川県企業庁

新	旧
<p style="text-align: center;">第 I 編 総則</p> <p style="text-align: center;">第2章 設計単価及び歩掛の決定</p> <p>2-2-1 設計単価の決定</p> <p>2-2-1-1 資材単価</p> <p>(5) 見積価格</p> <p>ア 見積りは、形状寸法、品質、適用規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を提示し、所属長名で依頼する。</p> <p>イ 見積りが3者以上の場合は最低価格をもって設計単価とする。なお、最低価格が他の見積りと比較して著しく安価なときは当該業者に聞き取り等を行い、適切でないとは判断された場合は除外できる。この除外により見積りが2者以下となる場合は次点の価格を補正せずに採用する。</p> <p>ウ 見積りが2者以下の場合は最低価格の90%を設計価格とする。ただし、見積り対象の特殊性、現場状況等を審査し、見積り依頼先が1者に限定されると判断された場合は見積価格を補正<u>しないことができる</u>。また、3者以上に見積りを依頼したが、辞退等により2者以下となった場合、市場の価格等を審査し、90%とすることが適切でないとは判断された場合も同様とする。</p> <p>エ 組み合わせて使用する機器等については、構成機器単体ではなく、合計により価格を比較する。</p> <p>オ 組み合わせて使用する機器（システム）、機器単体費（ソフトウェア）、工場修理費及び盤内改造費等の見積りに際しては、内訳を徴収する。</p> <p>2-2-2 歩掛の決定</p> <p>2-2-2-1 歩掛</p> <p>(1) 標準歩掛</p> <p>積算に使用する歩掛は本書に記載された標準歩掛による。本書に記載のないものは、県土整備局や企業庁、国土交通省などの標準歩掛による。</p> <p>標準歩掛にない場合で、現場条件や工事規模等を勘案して同等とみなせる標準歩掛がある場合はこれを準用できる。準用する場合は、設計書（内訳書）の摘要欄等に「〇〇の据付に適用」「〇〇の撤去に適用」などと対象とする材料や作業内容を明記する。</p> <p>(2) 歩掛の見積り</p> <p>ア 標準歩掛にない場合（準用できる標準歩掛がない場合も含む）は歩掛（労務人工）について見積りを徴収し、歩掛とする。</p> <p>イ 見積りは、工事内容（作業内容）、施工数量、施工条件、現場条件などを提示し、所属長名で依頼する。</p> <p>ウ 見積りは原則として3者以上から徴収する。ただし、特殊な工法、特殊な機器の据付、点検、修理など依頼先が限定されるものはこの限りでない。</p> <p>エ 見積りは各者を比較して最低の員数（労務人工）を補正せずそのまま歩掛とする。ただし、複数の労務職種を組み合わせ適用している場合は、労務職種ごとの「労務人工×労務単価」を合計したもので比較する。また、同一工事に複数の歩掛の見積りを徴収した場合もその合計額で比較する。</p> <p>オ 各者を比較してその員数（労務人工）または合計額が著しく低い場合は当該業者に聞き取り等を行い、適切でないとは判断された場合は除外できる。これにより除外した場合は次点のものを採用する。</p> <p><u>キ 変更積算時は、施工者より見積りを徴収し、妥当性を確認した上で採用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 I 編 総則</p> <p style="text-align: center;">第2章 設計単価及び歩掛の決定</p> <p>2-2-1 設計単価の決定</p> <p>2-2-1-1 資材単価</p> <p>(5) 見積価格</p> <p>ア 見積りは、形状寸法、品質、適用規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を提示し、所属長名で依頼する。</p> <p>イ 見積りが3者以上の場合は最低価格をもって設計単価とする。なお、最低価格が他の見積りと比較して著しく安価なときは当該業者に聞き取り等を行い、適切でないとは判断された場合は除外できる。この除外により見積りが2者以下となる場合は次点の価格を補正せずに採用する。</p> <p>ウ 見積りが2者以下の場合は最低価格の90%を設計価格とする。ただし、見積り対象の特殊性、現場状況、<u>市場の価格</u>等を審査し、90%とすることが適切でないとは判断された場合は見積価格を補正<u>せずに採用できる</u>。また、3者以上に見積りを依頼したが、辞退等により2者以下となった場合、市場の価格等を審査し、90%とすることが適切でないとは判断された場合も同様とする。</p> <p>エ 組み合わせて使用する機器等については、構成機器単体ではなく、合計により価格を比較する。</p> <p>オ 組み合わせて使用する機器（システム）、機器単体費（ソフトウェア）、工場修理費及び盤内改造費等の見積りに際しては、内訳を徴収する。</p> <p>2-2-2 歩掛の決定</p> <p>2-2-2-1 歩掛</p> <p>(1) 標準歩掛</p> <p>積算に使用する歩掛は本書に記載された標準歩掛による。本書に記載のないものは、県土整備局や企業庁、国土交通省などの標準歩掛による。</p> <p>標準歩掛にない場合で、現場条件や工事規模等を勘案して同等とみなせる標準歩掛がある場合はこれを準用できる。準用する場合は、設計書（内訳書）の摘要欄等に「〇〇の据付に適用」「〇〇の撤去に適用」などと対象とする材料や作業内容を明記する。</p> <p>(2) 歩掛の見積り</p> <p>ア 標準歩掛にない場合（準用できる標準歩掛がない場合も含む）は歩掛（労務人工）について見積りを徴収し、歩掛とする。</p> <p>イ 見積りは、工事内容（作業内容）、施工数量、施工条件、現場条件などを提示し、所属長名で依頼する。</p> <p>ウ 見積りは原則として3者以上から徴収する。ただし、特殊な工法、特殊な機器の据付、点検、修理など依頼先が限定されるものはこの限りでない。</p> <p>エ 見積りは各者を比較して最低の員数（労務人工）を補正せずそのまま歩掛とする。ただし、複数の労務職種を組み合わせ適用している場合は、労務職種ごとの「労務人工×労務単価」を合計したもので比較する。また、同一工事に複数の歩掛の見積りを徴収した場合もその合計額で比較する。</p> <p>オ 各者を比較してその員数（労務人工）または合計額が著しく低い場合は当該業者に聞き取り等を行い、適切でないとは判断された場合は除外できる。これにより除外した場合は次点のものを採用する。</p>

新	旧																																																																														
<h2>第Ⅱ編 電気通信設備工事</h2> <h3>第1章 請負工事費の積算</h3> <p>第4節 工事原価 1-4-1 直接工事費 1-4-1-1 材料費 (6) 材料の付属品</p> <p>表に掲げる材料の付属品の数量を仕様書または図面から把握できないときは、材料費に「付属品一式」として計上できる。なお、付属品は、対象材料の区分ごとの合計額に付属品率を乗じて求めるものとし、1円未満の端数は切り捨てる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>付属品類</th> <th>付属品率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">電線管類付属材料 (電線管類付属品費)</td> <td>接合材料 (ユニオン, カップリング等)</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>塗装材</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>ボンド材</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>端末器具 (ターミナルキャップ等)</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>ノーマルベンド</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>端末可とう電線管</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>支持材料 (サドル, ダクター等)</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ワイヤリングダクト付属材料 (ラック・ダクト・線び付属品費)</td> <td>付属材料 (点検窓, ケーブルサポート, アースボンド, セパレータ等)</td> <td>24%</td> </tr> <tr> <td>支持材料</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>レースウェイ付属材料 (ラック・ダクト・線び付属品費)</td> <td>コネクタ, エンドキャップ, 取付金具等</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ケーブルラック付属材料 (ラック・ダクト・線び付属品費)</td> <td>接続固定材料</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>セパレータ</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>支持材料</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>電柱, 根かせ, 腕金, 碍子, 引留クランプ等付属材料 (電柱等付属品費)</td> <td>足場ボルトまたは釘, 笠金, 電柱札, 底板, バンド類等 (ただし支線, ケーブル支持金具, 高張力用バンドを除く)</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>架空通信ケーブル類 (架空通信ケーブル類付属品費)</td> <td>巻付グリッパ, クランプ, コネクタ等</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 防爆材料等, 特殊な場合は適用しない。 注意2 付属品名称欄で明らかに必要がないものは計上しない。 注意3 材料名のカッコ内名称は, 積算システムによる名称を示す。 注意4 付属品として実数 (図面) 計上した材料については, 付属品率の対象としない。</p>	材料名	付属品類	付属品率	電線管類付属材料 (電線管類付属品費)	接合材料 (ユニオン, カップリング等)	20%	塗装材	10%	ボンド材	10%	端末器具 (ターミナルキャップ等)	10%	ノーマルベンド	15%	端末可とう電線管	50%	支持材料 (サドル, ダクター等)	60%	ワイヤリングダクト付属材料 (ラック・ダクト・線び付属品費)	付属材料 (点検窓, ケーブルサポート, アースボンド, セパレータ等)	24%	支持材料	4%	レースウェイ付属材料 (ラック・ダクト・線び付属品費)	コネクタ, エンドキャップ, 取付金具等	30%	ケーブルラック付属材料 (ラック・ダクト・線び付属品費)	接続固定材料	25%	セパレータ	5%	支持材料	40%	電柱, 根かせ, 腕金, 碍子, 引留クランプ等付属材料 (電柱等付属品費)	足場ボルトまたは釘, 笠金, 電柱札, 底板, バンド類等 (ただし支線, ケーブル支持金具, 高張力用バンドを除く)	10%	架空通信ケーブル類 (架空通信ケーブル類付属品費)	巻付グリッパ, クランプ, コネクタ等	3%	<h2>第Ⅱ編 電気通信設備工事</h2> <h3>第1章 請負工事費の積算</h3> <p>第4節 工事原価 1-4-1 直接工事費 1-4-1-1 材料費 (6) 材料の付属品</p> <p>表に掲げる材料の付属品の数量を仕様書または図面から把握できないときは、材料費に「付属品一式」として計上できる。なお、付属品は、対象材料の区分ごとの合計額に付属品率を乗じて求めるものとし、1円未満の端数は切り捨てる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>付属品類</th> <th>付属品率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">電線管類付属材料 (電線管類付属品費)</td> <td>接合材料 (ユニオン, カップリング等)</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>塗装材</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>ボンド材</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>端末器具 (ターミナルキャップ等)</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>ノーマルベンド</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>端末可とう電線管</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>支持材料 (サドル, ダクター等)</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ワイヤリングダクト付属材料 (ラック・ダクト・線び付属品費)</td> <td>付属材料 (点検窓, ケーブルサポート, アースボンド, セパレータ等)</td> <td>24%</td> </tr> <tr> <td>支持材料</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>レースウェイ付属材料 (ラック・ダクト・線び付属品費)</td> <td>コネクタ, エンドキャップ, 取付金具等</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ケーブルラック付属材料 (ラック・ダクト・線び付属品費)</td> <td>接続固定材料</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>セパレータ</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>支持材料</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>電柱, 根かせ, 腕金, 碍子, 引留クランプ等付属材料 (電柱等付属品費)</td> <td>足場ボルトまたは釘, 笠金, 電柱札, 底板, バンド類等 (ただし支線, ケーブル支持金具, 高張力用バンドを除く)</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>架空通信ケーブル類 (架空通信ケーブル類付属品費)</td> <td>巻付グリッパ, クランプ, コネクタ等</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 防爆材料等, 特殊な場合は適用しない。 注意2 付属品名称欄で明らかに必要がないものは計上しない。 注意3 材料名のカッコ内名称は, 積算システムによる名称を示す。</p>	材料名	付属品類	付属品率	電線管類付属材料 (電線管類付属品費)	接合材料 (ユニオン, カップリング等)	20%	塗装材	10%	ボンド材	10%	端末器具 (ターミナルキャップ等)	10%	ノーマルベンド	15%	端末可とう電線管	50%	支持材料 (サドル, ダクター等)	60%	ワイヤリングダクト付属材料 (ラック・ダクト・線び付属品費)	付属材料 (点検窓, ケーブルサポート, アースボンド, セパレータ等)	24%	支持材料	4%	レースウェイ付属材料 (ラック・ダクト・線び付属品費)	コネクタ, エンドキャップ, 取付金具等	30%	ケーブルラック付属材料 (ラック・ダクト・線び付属品費)	接続固定材料	25%	セパレータ	5%	支持材料	40%	電柱, 根かせ, 腕金, 碍子, 引留クランプ等付属材料 (電柱等付属品費)	足場ボルトまたは釘, 笠金, 電柱札, 底板, バンド類等 (ただし支線, ケーブル支持金具, 高張力用バンドを除く)	10%	架空通信ケーブル類 (架空通信ケーブル類付属品費)	巻付グリッパ, クランプ, コネクタ等	3%
材料名	付属品類	付属品率																																																																													
電線管類付属材料 (電線管類付属品費)	接合材料 (ユニオン, カップリング等)	20%																																																																													
	塗装材	10%																																																																													
	ボンド材	10%																																																																													
	端末器具 (ターミナルキャップ等)	10%																																																																													
	ノーマルベンド	15%																																																																													
	端末可とう電線管	50%																																																																													
	支持材料 (サドル, ダクター等)	60%																																																																													
ワイヤリングダクト付属材料 (ラック・ダクト・線び付属品費)	付属材料 (点検窓, ケーブルサポート, アースボンド, セパレータ等)	24%																																																																													
	支持材料	4%																																																																													
レースウェイ付属材料 (ラック・ダクト・線び付属品費)	コネクタ, エンドキャップ, 取付金具等	30%																																																																													
ケーブルラック付属材料 (ラック・ダクト・線び付属品費)	接続固定材料	25%																																																																													
	セパレータ	5%																																																																													
	支持材料	40%																																																																													
電柱, 根かせ, 腕金, 碍子, 引留クランプ等付属材料 (電柱等付属品費)	足場ボルトまたは釘, 笠金, 電柱札, 底板, バンド類等 (ただし支線, ケーブル支持金具, 高張力用バンドを除く)	10%																																																																													
架空通信ケーブル類 (架空通信ケーブル類付属品費)	巻付グリッパ, クランプ, コネクタ等	3%																																																																													
材料名	付属品類	付属品率																																																																													
電線管類付属材料 (電線管類付属品費)	接合材料 (ユニオン, カップリング等)	20%																																																																													
	塗装材	10%																																																																													
	ボンド材	10%																																																																													
	端末器具 (ターミナルキャップ等)	10%																																																																													
	ノーマルベンド	15%																																																																													
	端末可とう電線管	50%																																																																													
	支持材料 (サドル, ダクター等)	60%																																																																													
ワイヤリングダクト付属材料 (ラック・ダクト・線び付属品費)	付属材料 (点検窓, ケーブルサポート, アースボンド, セパレータ等)	24%																																																																													
	支持材料	4%																																																																													
レースウェイ付属材料 (ラック・ダクト・線び付属品費)	コネクタ, エンドキャップ, 取付金具等	30%																																																																													
ケーブルラック付属材料 (ラック・ダクト・線び付属品費)	接続固定材料	25%																																																																													
	セパレータ	5%																																																																													
	支持材料	40%																																																																													
電柱, 根かせ, 腕金, 碍子, 引留クランプ等付属材料 (電柱等付属品費)	足場ボルトまたは釘, 笠金, 電柱札, 底板, バンド類等 (ただし支線, ケーブル支持金具, 高張力用バンドを除く)	10%																																																																													
架空通信ケーブル類 (架空通信ケーブル類付属品費)	巻付グリッパ, クランプ, コネクタ等	3%																																																																													

新

1-4-2 間接工事費
1-4-2-3 現場管理費
(4) 現場管理費率表

対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
道路維持工事	<u>59.78%</u>	<u>628.9</u>	<u>-0.1622</u>	<u>31.69%</u>
河川維持工事	<u>41.92%</u>	<u>171.5</u>	<u>-0.0971</u>	<u>28.67%</u>

注意1 算定式は次のとおりとする。Jo=A×Np^b(Joは現場管理費率[%], Npは対象額, A, bは表の変数値)
注意2 現場管理費率(Jo)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。

旧

1-4-2 間接工事費
1-4-2-3 現場管理費
(4) 現場管理費率表

対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
道路維持工事	<u>58.61%</u>	<u>605.1</u>	<u>-0.1609</u>	<u>31.23%</u>
河川維持工事	<u>41.28%</u>	<u>166.7</u>	<u>-0.0962</u>	<u>28.34%</u>

注意1 算定式は次のとおりとする。Jo=A×Np^b(Joは現場管理費率[%], Npは対象額, A, bは表の変数値)
注意2 現場管理費率(Jo)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。

新					旧				
2-2-2-1 波付硬質合成樹脂管 (FEP) 敷設					2-2-2-3 波付硬質合成樹脂管布設				
作業種別	細別規格	単位	電工	摘要	作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
<u>波付硬質合成樹脂管 (道路沿い (地中))</u>	<u>道路沿い施工</u>	<u>100m</u>	<u>0.5</u>		<u>波付硬質合成樹脂管 (FEP)</u>	<u>箇所あたり施工延長10m未満</u>	<u>100m</u>	<u>1.00</u>	
<u>波付硬質合成樹脂管 (構内地中)</u>	<u>50mm以下</u>	<u>100m</u>	<u>2.6</u>			<u>箇所あたり施工延長10m以上</u>	<u>100m</u>	<u>0.50</u>	
	<u>80mm以下</u>	<u>100m</u>	<u>4.0</u>						
	<u>125mm以下</u>	<u>100m</u>	<u>6.0</u>						
	<u>150mm以下</u>	<u>100m</u>	<u>7.2</u>						
	<u>200mm以下</u>	<u>100m</u>	<u>10.5</u>						
注意1 管内清掃を含む。 注意2 電線、ケーブル用の配管敷設に適用する。 注意3 舗装切断、取り壊し、復旧、床堀、埋め戻し、残土処理は別途積算する。 注意4 本表は1条の敷設に適用する。多条敷設の場合は「n条敷設歩掛＝基準歩掛×n」(nは敷設条数)とする。 注意5 難燃性波付合成樹脂管(難燃FEP)にも本歩掛を適用する。					注意1 管内清掃を含む。 注意2 電線、ケーブル用の配管布設に適用する。 注意3 舗装切断、取り壊し、復旧、床堀、埋め戻し、残土処理は別途積算する。 注意4 本表は1条の布設に適用する。多条布設の場合は「n条布設歩掛＝基準歩掛×n」(nは布設条数)とする。 注意5 難燃性波付合成樹脂管(難燃FEP)にも本歩掛を適用する。				
2-2-2-2 入力条件表					2-2-2-4 入力条件表				
<u>(1) 金属製可とう電線管布設 (削除)</u>					<u>(1) 金属製可とう電線管布設 (歩掛2-2-2-1)</u>				
					施工単価コード	DDE02020110			
	条件1 作業内容補正	条件2 細別規格							
01	新設	<u>17mm</u>							
02	撤去(不使用)	<u>24mm</u>							
03	撤去(再使用)	<u>30mm</u>							
04	移設	<u>38mm</u>							
05		<u>50mm</u>							
06		<u>63mm</u>							
07		<u>76mm</u>							

新

旧

第Ⅲ編 機械設備工事

第Ⅲ編 機械設備工事

第2章 標準歩掛

第2章 標準歩掛

第7節 機械器具一覧

第7節 機械器具一覧

2-7-2-5 高所作業車

2-7-2-5 高所作業車

(1) 施工単価表

単位：日

名称	形状寸法	数量	単位	摘要
運転手（一般）		1.00	人	作業床高さ 9.7m
運転手（特殊）		1.00	人	作業床高さ 12m
軽油		21.840	ℓ	
高所作業車	(2) 参照	1.40	供用日	
諸雑費		1	式	(注意 1)
計				

注意 1 諸雑費は端数処理（まるめ）のみ行う。

(2) 高所作業車

項番	コード	名称	規格
1	L001081001	高所作業車(トラック架装)付車)ブーム型	標準デッキタイプ 作業床高さ 9.7m
2	L001081002	高所作業車(トラック架装)付車)ブーム型	標準デッキタイプ 作業床高さ 12m

注意 1 賃料は長期割引単価なので、短期（1ヶ月未満）で使用する場合は53.8%の割増をする。

（参考：割増率53.8%は「1÷（1-長期割引率0.35）-1」より求めたものである。）

注意 2 注意 1 の詳細は土木工事資材等単価表（県土整備局）を参照のこと。

注意 3 夜間に使用する場合は、労務単価に夜間単価を適用する。

項番	コード	名称	規格
1	L001081001	高所作業車(トラック架装)付車)ブーム型	標準デッキタイプ 作業床高さ 9.7m
2	L001081002	高所作業車(トラック架装)付車)ブーム型	標準デッキタイプ 作業床高さ 12m

注意 1 賃料は長期割引単価なので、短期（1ヶ月未満）で使用する場合は53.8%の割増をする。

（参考：割増率53.8%は「1÷（1-長期割引率0.35）-1」より求めたものである。）

注意 2 注意 1 の詳細は土木工事資材等単価表（県土整備局）を参照のこと。

注意 3 夜間に使用する場合は、労務単価に夜間単価を適用する。

新

第IV編 点検・整備

第1章 点検整備費の積算

第3節 点検整備原価
 1-3-1 直接点検整備費
 1-3-1-2 直接経費
 (4) 直接経費率表

設備名称		直接経費率	備考
河川用水門設備	河川用水門・堰	鋼製ゲート	8%
		ゴム引布製起伏ゲート	8%
	樋門樋管ゲート	10%	
ダム用水門設備		8%	
揚排水ポンプ設備		7%	
トンネル換気設備	送(排)風機	<u>15%</u>	
	ジェットファン	<u>15%</u>	
トンネル非常用施設		<u>14%</u>	
道路排水設備		10%	
電気及び計装設備		(注意1)	
高圧遮断器精密点検		(注意1)	
情報処理設備		(注意1)	

注意1 電気及び計装設備、高圧遮断器精密点検、情報処理設備には河川用水門・堰の鋼製ゲートを適用する。
 注意2 除塵設備はダム用水門設備を適用する。

旧

第IV編 点検・整備

第1章 点検整備費の積算

第3節 点検整備原価
 1-3-1 直接点検整備費
 1-3-1-2 直接経費
 (4) 直接経費率表

設備名称		直接経費率	備考
河川用水門設備	河川用水門・堰	鋼製ゲート	8%
		ゴム引布製起伏ゲート	8%
	樋門樋管ゲート	10%	
ダム用水門設備		8%	
揚排水ポンプ設備		7%	
トンネル換気設備	送(排)風機	<u>6%</u>	
	ジェットファン	<u>6%</u>	
トンネル非常用施設		<u>6%</u>	
道路排水設備		10%	
電気及び計装設備		(注意1)	
高圧遮断器精密点検		(注意1)	
情報処理設備		(注意1)	

注意1 電気及び計装設備、高圧遮断器精密点検、情報処理設備には河川用水門・堰の鋼製ゲートを適用する。
 注意2 除塵設備はダム用水門設備を適用する。

新							旧						
第2章 標準歩掛							第2章 標準歩掛						
第2節 電気設備関係							第2節 電気設備関係						
2-2-4 ディーゼル発電機点検工							2-2-4 ディーゼル発電機点検工						
2-2-4-1 ディーゼル発電機点検調整							2-2-4-1 ディーゼル発電機点検調整						
作業種別	単位	精密点検		普通点検		摘要	作業種別	単位	精密点検		普通点検		摘要
		技術者	技術員	技術者	技術員				技術者	技術員			
30kVA以下	台	2.66	2.98	0.56	0.68		30kVA以下	台	2.66	2.98	0.56	0.68	
125kVA以下	台	3.53	3.80	0.73	0.90		125kVA以下	台	3.53	3.80	0.73	0.90	
375kVA以下	台	6.30	6.80	1.20	1.40		375kVA以下	台	6.30	6.80	1.20	1.40	
625kVA以下	台	7.30	7.30	1.60	1.70		625kVA以下	台	7.30	7.30	1.60	1.70	
1,250kVA以下	台	<u>9.00</u>	<u>9.00</u>	<u>1.80</u>	<u>2.20</u>		1,250kVA以下	台	<u>9.83</u>	<u>8.80</u>	<u>2.13</u>	<u>2.50</u>	
1,500kVA以下	台	10.90	11.00	2.20	2.60		1,500kVA以下	台	10.90	11.00	2.20	2.60	
注意1 点検範囲内の部品取替を含む。							注意1 点検範囲内の部品取替を含む。						
注意2 台数補正は適用しない。							注意2 台数補正は適用しない。						
注意3 シリンダー数に応じて下表の補正率により歩掛を補正する。							注意3 シリンダー数に応じて下表の補正率により歩掛を補正する。						
シリンダー数		4	6	8	12	16	シリンダー数		4	6	8	12	16
補正率		0.9	1.0	1.1	1.3	1.5	補正率		0.9	1.0	1.1	1.3	1.5
2-2-6 緊急遮断弁点検工							2-2-6 緊急遮断弁点検工						
2-2-6-1 緊急遮断弁点検							2-2-6-1 緊急遮断弁点検						
作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	機械据付工	摘要	作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	機械据付工	摘要
	呼び径							呼び径					
地震監視装置		組	0.50	1.50	-		地震監視装置		組	0.50	1.50	-	
遮断弁操作盤		面	0.27	0.27	-		遮断弁操作盤		面	0.27	0.27	-	
遮断弁機側盤		面	0.13	0.13	-		遮断弁機側盤		面	0.13	0.13	-	
無停電装置		組	1.28	1.78	-		無停電装置		組	1.28	1.78	-	
遮断弁	300mm以下	台	-	-	2.10	<u>(注意2)</u>	遮断弁	300mm以下	台	-	-	2.10	<u>(注意3)</u>
	600mm以下	台	-	-	3.10			600mm以下	台	-	-	3.10	
	900mm以下	台	-	-	4.60			900mm以下	台	-	-	4.60	
	1,200mm以下	台	-	-	5.90			1,200mm以下	台	-	-	5.90	
	1,500mm以下	台	-	-	6.70			1,500mm以下	台	-	-	6.70	
電動バイパス弁		台	-	-	0.80	電動バイパス弁		台	-	-	0.80	操作機構部	
総合動作試験		組	0.50	-	-	総合動作試験		組	0.50	-	-		
注意1 点検範囲内の部品取替を含む。							注意1 点検範囲内の部品取替を含む。						
注意2 遮断弁について、内重錘閉鎖式は本表の1.7倍とする。							注意2 遮断弁について、内重錘閉鎖式は本表の1.7倍とする。						

新	旧																																																																																																				
<p>2-4-12 水門設備点検工 2-4-12-1 一般事項 (1) 点検工数の算出 水門設備に関わる点検工数は次式により算出する。 点検工数 = (標準点検日数 × 形式補正) × 標準点検構成人員 + 施設間の移動に伴う拘束工数 点検工数の労務職種としては機械据付工を適用する。 標準点検構成人員は(2)、それ以外は関係各項による。 なお、標準点検日数に含まれていない機器等の点検は点検工数に加算せず別途積み上げる。</p> <p>(2) 標準点検構成人員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業区分</th> <th>管理運転点検</th> <th>目視点検</th> <th>年点検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川用水門[人/日]</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>樋門樋管ゲート[人/日]</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>ダム用水門[人/日]</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-4-12-2 河川用水門点検 (1) 標準点検日数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業種別</th> <th rowspan="2">細別規格</th> <th colspan="3">標準点検日数[日/門]</th> </tr> <tr> <th>管理運転点検</th> <th>目視点検</th> <th>年点検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">河川用水門・堰</td> <td>普通ローラゲート</td> <td style="text-align: center;">0.24</td> <td style="text-align: center;">0.24</td> <td style="text-align: center;">0.0049x + 0.37</td> </tr> <tr> <td>シエル構造ローラゲート</td> <td style="text-align: center;">0.33</td> <td style="text-align: center;">0.33</td> <td style="text-align: center;">0.0033x + 0.84</td> </tr> <tr> <td>起伏ゲート</td> <td style="text-align: center;">0.22</td> <td style="text-align: center;">0.22</td> <td style="text-align: center;">0.0040x + 0.40</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">樋門樋管ゲート ローラゲート スライドゲート</td> <td>電動式(中大形)</td> <td style="text-align: center;">0.18</td> <td style="text-align: center;">0.13</td> <td style="text-align: center;">0.41</td> </tr> <tr> <td>電動式(小形)</td> <td style="text-align: center;">0.12</td> <td style="text-align: center;">0.13</td> <td style="text-align: center;">0.28</td> </tr> <tr> <td>エンジン式</td> <td style="text-align: center;">0.09</td> <td style="text-align: center;">0.09</td> <td style="text-align: center;">0.19</td> </tr> <tr> <td>手動式</td> <td style="text-align: center;">0.06</td> <td style="text-align: center;">0.06</td> <td style="text-align: center;">0.13</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 xは1門ごとの扉体面積[m²]である。ここで扉体面積とは、扉体の有効幅(純径間)×有効高とする。 注意2 標準点検日数は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 注意3 電動式の樋門樋管ゲートはx<10m²を「小形」、それ以外を「中大形」とする。 注意4 目視点検および年点検における作業区分別日数は次式によるものとし、作業区分別日数比率は(2)、(3)による。 作業区分別点検日数[日/門] = 全体日数[日/門]×作業区分別日数比率[%] 注意5 目視点検および年点検において、2段扉の場合は標準点検日数に(4)の形式補正係数を乗じて補正する。 注意6 管理運転点検の内容は、可能な限りの負荷状態において運転をしながら、設備の状態確認、動作確認、扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤を目視により外観の異常の有無や前回点検時以降の変化の有無について確認することを標準とする。 注意7 目視点検は管理運転点検が困難な設備において行うものとし、点検内容は施設全般および扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤の目視による外観の異常の有無、前回点検時以降の変化の有無について確認を行い、確認運転は行わないことを標準とする。 注意8 年点検は施設全般および扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤を外部からの目視および分解を伴う内部からの目視による点検のほか、点検用器具(ノギス、テストハンマー、絶縁抵抗計、マイクロメーター、シッケネスゲージ、塗膜圧計、振動計等)を用いた計測、作動油の分析用サンプルの採取および簡易な給油脂を行った後、システム全体の機能確認を目的とした確認運転を行うことを標準とする。 注意9 標準点検日数の点検範囲は、上記の各種点検内容のほか、準備および後片付けまでとし、以下の作業は含まないので必要な場合は別途積み上げる。 (1) 不具合原因の高度な技術的調査・検討、設備の劣化診断、修繕等の計画案の作成 (2) 油脂類の交換は別途「整備工数」による。ただし、点検時に行う軸受給油等の少量の潤滑油類の補給は標準点検日数に含まれる。 (3) 点検による施設間の移動のための作業員の拘束工数は「施設間の移動に伴う拘束工数」による。</p>	作業区分	管理運転点検	目視点検	年点検	河川用水門[人/日]	4	4	5	樋門樋管ゲート[人/日]	4	4	4	ダム用水門[人/日]	3	3	4	作業種別	細別規格	標準点検日数[日/門]			管理運転点検	目視点検	年点検	河川用水門・堰	普通ローラゲート	0.24	0.24	0.0049x + 0.37	シエル構造ローラゲート	0.33	0.33	0.0033x + 0.84	起伏ゲート	0.22	0.22	0.0040x + 0.40	樋門樋管ゲート ローラゲート スライドゲート	電動式(中大形)	0.18	0.13	0.41	電動式(小形)	0.12	0.13	0.28	エンジン式	0.09	0.09	0.19	手動式	0.06	0.06	0.13	<p>2-4-12 水門設備点検工 2-4-12-1 一般事項 (1) 点検工数の算出 水門設備に関わる点検工数は次式により算出する。 点検工数 = (標準点検日数 × 形式補正) × 標準点検構成人員 + 施設間の移動に伴う拘束工数 点検工数の労務職種としては機械据付工を適用する。 標準点検構成人員は(2)、それ以外は関係各項による。 なお、標準点検日数に含まれていない機器等の点検は点検工数に加算せず別途積み上げる。</p> <p>(2) 標準点検構成人員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業区分</th> <th>管理運転点検</th> <th>目視点検</th> <th>年点検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準点検構成人員[人/日]</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-4-12-2 河川用水門点検 (1) 標準点検日数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業種別</th> <th rowspan="2">細別規格</th> <th colspan="3">標準点検日数[日/門]</th> </tr> <tr> <th>管理運転点検</th> <th>目視点検</th> <th>年点検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">河川用水門・堰</td> <td>普通ローラゲート</td> <td style="text-align: center;">0.31</td> <td style="text-align: center;">0.31</td> <td style="text-align: center;">0.006x + 0.44</td> </tr> <tr> <td>シエルローラゲート</td> <td style="text-align: center;">0.44</td> <td style="text-align: center;">0.44</td> <td style="text-align: center;">0.004x + 1.06</td> </tr> <tr> <td>起伏ゲート</td> <td style="text-align: center;">0.29</td> <td style="text-align: center;">0.29</td> <td style="text-align: center;">0.005x + 0.50</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">樋門樋管ゲート ローラゲート スライドゲート</td> <td>電動式(中大形)</td> <td style="text-align: center;">0.23</td> <td style="text-align: center;">0.17</td> <td style="text-align: center;">0.41</td> </tr> <tr> <td>電動式(小形)</td> <td style="text-align: center;">0.15</td> <td style="text-align: center;">0.17</td> <td style="text-align: center;">0.28</td> </tr> <tr> <td>エンジン式</td> <td style="text-align: center;">0.12</td> <td style="text-align: center;">0.12</td> <td style="text-align: center;">0.19</td> </tr> <tr> <td>手動式</td> <td style="text-align: center;">0.08</td> <td style="text-align: center;">0.08</td> <td style="text-align: center;">0.13</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 xは1門ごとの扉体面積[m²]である。ここで扉体面積とは、扉体の有効幅(純径間)×有効高とする。 注意2 標準点検日数は小数第3位を四捨五入して2位止めとする。 注意3 電動式の樋門樋管ゲートはx<10m²を「小形」、それ以外を「中大形」とする。 注意4 目視点検および年点検における作業区分別日数は次式によるものとし、作業区分別日数比率は(2)、(3)による。 作業区分別点検日数[日/門] = 全体日数[日/門]×作業区分別日数比率[%] 注意5 目視点検および年点検において、2段扉の場合は標準点検日数に(4)の形式補正係数を乗じて補正する。 注意6 管理運転点検の内容は、可能な限りの負荷状態において運転をしながら、設備の状態確認、動作確認、扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤を目視により外観の異常の有無や前回点検時以降の変化の有無について確認することを標準とする。 注意7 目視点検は管理運転点検が困難な設備において行うものとし、点検内容は施設全般および扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤の目視による外観の異常の有無、前回点検時以降の変化の有無について確認を行い、確認運転は行わないことを標準とする。 注意8 年点検は施設全般および扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤を外部からの目視および分解を伴う内部からの目視による点検のほか、点検用器具(テストハンマー、絶縁抵抗計、マイクロメーター、シッケネスゲージ、塗膜圧計等)を用いた計測、簡易な給油脂を行った後、システム全体の機能確認を目的とした確認運転を行うことを標準とする。 注意9 標準点検日数の点検範囲は、上記の各種点検内容のほか、準備および後片付けまでとし、以下の作業は含まないので必要な場合は別途積み上げる。 (1) 不具合原因の高度な技術的調査・検討、設備の劣化診断、修繕等の計画案の作成 (2) 油脂類の交換は別途「整備工数」による。ただし、点検時に行う軸受給油等の少量の潤滑油類の補給は標準点検日数に含まれる。 (3) 点検による施設間の移動のための作業員の拘束工数は「施設間の移動に伴う拘束工数」による。</p>	作業区分	管理運転点検	目視点検	年点検	標準点検構成人員[人/日]	3	3	4	作業種別	細別規格	標準点検日数[日/門]			管理運転点検	目視点検	年点検	河川用水門・堰	普通ローラゲート	0.31	0.31	0.006x + 0.44	シエルローラゲート	0.44	0.44	0.004x + 1.06	起伏ゲート	0.29	0.29	0.005x + 0.50	樋門樋管ゲート ローラゲート スライドゲート	電動式(中大形)	0.23	0.17	0.41	電動式(小形)	0.15	0.17	0.28	エンジン式	0.12	0.12	0.19	手動式	0.08	0.08	0.13
作業区分	管理運転点検	目視点検	年点検																																																																																																		
河川用水門[人/日]	4	4	5																																																																																																		
樋門樋管ゲート[人/日]	4	4	4																																																																																																		
ダム用水門[人/日]	3	3	4																																																																																																		
作業種別	細別規格	標準点検日数[日/門]																																																																																																			
		管理運転点検	目視点検	年点検																																																																																																	
河川用水門・堰	普通ローラゲート	0.24	0.24	0.0049x + 0.37																																																																																																	
	シエル構造ローラゲート	0.33	0.33	0.0033x + 0.84																																																																																																	
	起伏ゲート	0.22	0.22	0.0040x + 0.40																																																																																																	
樋門樋管ゲート ローラゲート スライドゲート	電動式(中大形)	0.18	0.13	0.41																																																																																																	
	電動式(小形)	0.12	0.13	0.28																																																																																																	
	エンジン式	0.09	0.09	0.19																																																																																																	
	手動式	0.06	0.06	0.13																																																																																																	
作業区分	管理運転点検	目視点検	年点検																																																																																																		
標準点検構成人員[人/日]	3	3	4																																																																																																		
作業種別	細別規格	標準点検日数[日/門]																																																																																																			
		管理運転点検	目視点検	年点検																																																																																																	
河川用水門・堰	普通ローラゲート	0.31	0.31	0.006x + 0.44																																																																																																	
	シエルローラゲート	0.44	0.44	0.004x + 1.06																																																																																																	
	起伏ゲート	0.29	0.29	0.005x + 0.50																																																																																																	
樋門樋管ゲート ローラゲート スライドゲート	電動式(中大形)	0.23	0.17	0.41																																																																																																	
	電動式(小形)	0.15	0.17	0.28																																																																																																	
	エンジン式	0.12	0.12	0.19																																																																																																	
	手動式	0.08	0.08	0.13																																																																																																	

新								旧									
<p>注意10 樋門樋管ゲートを除く各設備の標準点検日数は開閉装置（起伏装置）の動力が電動機であることを標準とする。</p> <p>注意11 目視点検、年点検における普通ローラゲートの標準点検日数は扉体が単葉扉で開閉装置が電動ワイヤロープ式のものとする。</p> <p>注意12 普通ローラゲートが2段扉の場合は(4)に示す形式補正を行うものとする。（管理運転点検を除く）</p> <p>注意13 普通ローラゲートの開閉装置がラック・スピンドル式の場合は樋門樋管ゲートの点検日数による。</p> <p>注意14 シェル構造ローラゲートが2段扉の場合は(4)に示す形式補正を行うものとする。（管理運転点検を除く）</p> <p>注意15 起伏ゲートの開閉方式は油圧シリンダー駆動方式とする。</p> <p>注意16 フラップゲートの年点検日数は樋門樋管ゲート（手動式）の歩掛の0.6倍、陸開門の年点検日数は樋門樋管ゲート（手動式）の歩掛の1.0倍とする。</p> <p>注意17 標準点検日数の算出にあたり、起伏ゲートおよび2段ゲートの扉体面積は次の通りとする。 (1) 起伏ゲートの扉体面積は純径間に扉体を起立させた状態の有効高を乗じた面積とする。 (2) 普通ローラゲート、シェル構造ローラゲートの2段ゲートの扉体面積は純径間に上段扉の有効高に下段扉の有効高を加算した高さを乗じた面積とする。</p> <p>注意18 補助材料費率、直接経費率、共通仮設費率、点検整備間接費率は、河川用水門・堰にあっては「河川用水門設備（河川用水門・堰）」を、樋門樋管ゲートにあっては「河川用水門（樋門樋管ゲート）」をそれぞれ適用する。</p>								<p>注意10 樋門樋管ゲートを除く各設備の標準点検日数は開閉装置（起伏装置）の動力が電動機であることを標準とする。</p> <p>注意11 目視点検、年点検における普通ローラゲートの標準点検日数は扉体が単葉扉で開閉装置が電動ワイヤロープ式のものとする。</p> <p>注意12 普通ローラゲートの開閉装置がラック・スピンドル式の場合は樋門樋管ゲートの点検日数による。</p> <p>注意13 シェルローラゲートの標準点検日数は扉体が単葉扉で開閉装置が電動ワイヤロープ式のものとする。</p> <p>注意14 起伏ゲートの開閉方式は油圧シリンダー駆動方式とする。</p> <p>注意15 フラップゲートの年点検日数は樋門樋管ゲート（手動式）の歩掛の0.6倍、陸開門の年点検日数は樋門樋管ゲート（手動式）の歩掛の1.0倍とする。</p> <p>注意16 標準点検日数の算出にあたり、起伏ゲートおよび2段ゲートの扉体面積は次の通りとする。 (1) 起伏ゲートの扉体面積は純径間に扉体を起立させた状態の有効高を乗じた面積とする。 (2) 普通ローラゲート、シェルローラゲートの2段ゲートの扉体面積は純径間に上段扉の有効高に下段扉の有効高を加算した高さを乗じた面積とする。</p> <p>注意17 補助材料費率、直接経費率、共通仮設費率、点検整備間接費率は、河川用水門・堰にあっては「河川用水門設備（河川用水門・堰）」を、樋門樋管ゲートにあっては「河川用水門（樋門樋管ゲート）」をそれぞれ適用する。</p>									
(2) 作業区分別日数比率（目視点検）								(2) 作業区分別日数比率（目視点検）									
		作業区分別日数比率										作業区分別日数比率					
作業種別	細別規格	全般	扉体	戸当り固定部	開閉装置油圧ユニット	機側操作設備	確認運転	作業種別	細別規格	全般	扉体	戸当り固定部	開閉装置油圧ユニット	機側操作設備	確認運転		
河川用水門・堰	普通ローラゲート	18%	18%	9%	38%	17%	-	河川用水門・堰	普通ローラゲート	18%	18%	9%	38%	17%	-		
	シェル構造ローラゲート	13%	16%	9%	42%	20%	-		シェルローラゲート	13%	16%	9%	42%	20%	-		
	起伏ゲート	14%	12%	7%	52%	15%	-		起伏ゲート	14%	12%	7%	52%	15%	-		
樋門樋管ゲート (ローラゲート スライドゲート)	電動式（中大形）	12%	31%	18%	22%	17%	-	樋門樋管ゲート (ローラゲート スライドゲート)	電動式（中大形）	12%	31%	18%	22%	17%	-		
	電動式（小形）	12%	31%	18%	22%	17%	-		電動式（小形）	12%	31%	18%	22%	17%	-		
	エンジン式	25%	26%	17%	32%	-	-		エンジン式	25%	26%	17%	32%	-	-		
	手動式	12%	26%	18%	44%	-	-		手動式	12%	26%	18%	44%	-	-		
<p>注意1 全般とはゲート設備周辺の土木構造物を含めた施設全体の目視による点検および準備、後片付けとする。</p> <p>注意2 付属設備の目視による点検は全般に含む。</p> <p>注意3 河川用水門・堰については、開閉装置主動力が電動機の場合である。主動力がエンジンの場合の開閉装置、機側操作設備の比率は別途考慮する。</p> <p>注意4 普通ローラゲートの開閉装置がラック・スピンドル式の場合は樋門樋管ゲートの作業区分別日数比率による。</p>								<p>注意1 全般とはゲート設備周辺の土木構造物を含めた施設全体の目視による点検および準備、後片付けとする。</p> <p>注意2 付属設備の目視による点検は全般に含む。</p> <p>注意3 河川用水門・堰については、開閉装置主動力が電動機の場合である。主動力がエンジンの場合の開閉装置、機側操作設備の比率は別途考慮する。</p> <p>注意4 普通ローラゲートの開閉装置がラック・スピンドル式の場合は樋門樋管ゲートの作業区分別日数比率による。</p>									
(3) 作業区分別日数比率（年点検）								(3) 作業区分別日数比率（年点検）									
		作業区分別日数比率										作業区分別日数比率					
作業種別	細別規格	全般	扉体	戸当り固定部	開閉装置油圧ユニット	機側操作設備	確認運転	作業種別	細別規格	全般	扉体	戸当り固定部	開閉装置油圧ユニット	機側操作設備	確認運転		
河川用水門・堰	普通ローラゲート	9%	17%	7%	44%	7%	16%	河川用水門・堰	普通ローラゲート	9%	17%	7%	44%	7%	16%		
	シェル構造ローラゲート	8%	17%	6%	47%	10%	12%		シェルローラゲート	8%	17%	6%	47%	10%	12%		
	起伏ゲート	3%	20%	9%	44%	8%	16%		起伏ゲート	3%	20%	9%	44%	8%	16%		
樋門樋管ゲート (ローラゲート スライドゲート)	電動式（中大形）	16%	17%	11%	30%	9%	17%	樋門樋管ゲート (ローラゲート スライドゲート)	電動式（中大形）	16%	17%	11%	30%	9%	17%		
	電動式（小形）	15%	15%	10%	32%	11%	17%		電動式（小形）	15%	15%	10%	32%	11%	17%		
	エンジン式	21%	21%	14%	27%	-	17%		エンジン式	21%	21%	14%	27%	-	17%		
	手動式	10%	21%	14%	36%	-	19%		手動式	10%	21%	14%	36%	-	19%		
<p>注意1 全般とはゲート設備周辺の土木構造物を含めた施設全体の目視による点検および準備、後片付けとする。</p> <p>注意2 付属設備の目視による点検は全般に含む。</p>								<p>注意1 全般とはゲート設備周辺の土木構造物を含めた施設全体の目視による点検および準備、後片付けとする。</p> <p>注意2 付属設備の目視による点検は全般に含む。</p>									

新								旧									
<p>注意2 付属設備の目視による点検は全般を含む。</p> <p>注意3 確認運転は原則としてゲートの全開全閉運転を行うものとする。</p> <p>注意4 河川用水門・堰については、開閉装置主動力が電動機の場合である。主動力がエンジンの場合の開閉装置、機側操作設備の比率は別途考慮する。</p> <p>注意5 普通ローラゲートの開閉装置がラック・スピンドル式の場合は樋門樋管ゲートの作業区分別日数比率による。</p>								<p>注意3 確認運転は原則としてゲートの全開全閉運転を行うものとする。</p> <p>注意4 河川用水門・堰については、開閉装置主動力が電動機の場合である。主動力がエンジンの場合の開閉装置、機側操作設備の比率は別途考慮する。</p> <p>注意5 普通ローラゲートの開閉装置がラック・スピンドル式の場合は樋門樋管ゲートの作業区分別日数比率による。</p>									
(4) 形式補正								(4) 形式補正									
作業種別	細別規格	扉体・開閉装置形式補正係数						確認運転		作業種別	細別規格	扉体・開閉装置形式補正係数					
		扉体	戸当り 固定部	開閉装置		確認運転						扉体	戸当り 固定部	開閉装置		確認運転	
				1M1D 1M2D	1M2D×2 2M2D×2	1M1D 1M2D	1M2D×2 2M2D×2	1M1D 1M2D	1M2D×2 2M2D×2					1M1D 1M2D	1M2D×2 2M2D×2		
普通ローラゲート	単葉扉	1.0	1.0	1.0		1.0		普通ローラゲート	単葉扉	1.0	1.0	1.0		1.0			
	2段扉	1.2	1.1	1.0	1.2	1.2	1.3		2段扉	1.2	1.1	1.0	1.2	1.2	1.3		
シェル構造ローラゲート	単葉扉	1.0	1.0	1.0		1.0		シェルローラゲート	単葉扉	1.0	1.0	1.0		1.0			
	2段扉	1.2	1.1	-	1.3	-	1.3		2段扉	1.2	1.1	-	1.3	-	1.3		
<p>注意1 扉体形式および開閉装置形式による補正は本表による。各補正係数は(2)、(3)の作業区分別日数比率における該当作業区分のみ補正を行う。</p> <p>注意2 作業区分別日数の補正方法は次式による。 補正日数 = 標準点検日数×作業区分別日数比率×扉体・開閉装置形式補正係数</p> <p>注意3 本表は開閉装置主動力が電動機である場合を対象とする。</p> <p>注意4 2段扉の場合の点検日数は上下段扉全体の投影面積をxに代入して標準点検日数を算出した後に補正係数を乗じて算出する。</p>								<p>注意1 扉体形式および開閉装置形式による補正は本表による。各補正係数は(2)、(3)の作業区分別日数比率における該当作業区分のみ補正を行う。</p> <p>注意2 作業区分別日数の補正方法は次式による。 補正日数 = 標準点検日数×作業区分別日数比率×扉体・開閉装置形式補正係数</p> <p>注意3 本表は開閉装置主動力が電動機である場合を対象とする。</p> <p>注意4 2段扉の場合の点検日数は上下段扉全体の投影面積をxに代入して標準点検日数を算出した後に補正係数を乗じて算出する。</p>									
(5) 施設間の移動に伴う拘束工数								(5) 施設間の移動に伴う拘束工数									
<p>複数施設を同日に点検する場合、必要に応じて施設間の移動に伴う作業員の拘束工数を計上する。 拘束工数は樋門樋管ゲートの場合は「<u>0.07</u>×点検施設箇所数」[人]、河川用水門・堰の場合は「標準点検構成人員×拘束日数」[人]とする。なお、拘束工数は小数第4位を四捨五入し、3位止めとする。</p>								<p>複数施設を同日に点検する場合、必要に応じて施設間の移動に伴う作業員の拘束工数を計上する。 拘束工数は樋門樋管ゲートの場合は「<u>0.05</u>×点検施設箇所数」[人]、河川用水門・堰の場合は「標準点検構成人員×拘束日数」[人]とする。なお、拘束工数は小数第4位を四捨五入し、3位止めとする。</p>									

新	旧
<p>2-4-12-3 ダム用水門点検 (1) 標準点検日数 表 略</p> <p>注意1 xは1門ごとの扉体面積[m²]である。ここで扉体面積とは、扉体の有効幅(純径間)×有効高とする。ただし、小容量放流設備用ゲート・バルブは口径[m]、円形・半円形多段式は最大口径[m]×全伸長[m]、多段式ローラゲートは純径間[m]×全伸長[m]とする。</p> <p>注意2 主放流設備の高圧スライドゲートの<u>標準点検日数</u>は小容量放流設備用ゲート・バルブの<u>標準点検</u>日数を<u>用いる</u>。ただし、xは次による。 (1) 通水路断面積が円形状の場合はxを口径[m]とする。 (2) 通水路断面が矩形形状の場合は、矩形断面積を等価な円形断面積に置き換えた場合の等価口径[m]とする。(この場合の等価口径は $x=2 \times (\text{純径間}[\text{m}] \times \text{有効高}[\text{m}] \div \pi)^{0.5}$ により求められる。)</p> <p>注意3 標準点検日数は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>注意4 目視点検および年点検における作業区分別日数は次式によるものとし、作業区分別日数比率は(2)、(3)による。 作業区分別点検日数[日/門] = 全体日数[日/門]×作業区分別日数比率[%]</p> <p>注意5 管理運転点検の内容は次のとおりとする。 (1) 管理運転点検(待機系) 可能な限りの負荷状態において運転しながら設備の状態確認、動作確認、扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤の目視による外観の異常の有無、前回点検時以降の変化の有無について確認を行うことを標準とする。 (2) 管理運転点検(常用系) 設備の実運転にあわせて負荷状態により設備の状態確認、動作確認、扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤の目視による外観の異常の有無、前回点検時以降の変化の有無について確認を行うことを標準とする。</p> <p>注意6 目視点検の内容は施設全般および扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤を目視により外観の異常の有無、前回点検時以降の変化の有無について確認を行い、確認運転は行わないことを標準とする。</p> <p>注意7 年点検は施設全般および扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤を外部からの目視および分解を伴う内部からの目視による点検のほか、点検用器具(ノギス、テストハンマー、絶縁抵抗計、マイクロメーター、シックネスゲージ、塗膜圧計、<u>振動計</u>等)を用いた計測、<u>作動油の分析用サンプルの採取および簡易な給油脂</u>を行った後、システム全体の機能確認を目的とした確認運転を行うことを標準とする。</p> <p>注意8 標準点検日数の点検範囲は、上記の各種点検内容のほか、準備および後片付けまでとし、以下の作業は含まないので必要な場合は別途積み上げる。 (1) 不具合原因の高度な技術的調査・検討、設備の劣化診断、修繕等の計画案の作成 (2) 油脂類の交換は別途「整備工数」による。ただし、点検時に行う軸受給油等の少量の潤滑油類の補給は標準点検日数に含まれる。 (3) 点検による施設間の移動のための作業員の拘束工数は「施設間の移動に伴う拘束工数」による。</p> <p>注意9 各設備の標準点検日数は開閉装置の動力が電動機であることを標準とする。</p> <p>注意10 制水設備とは主放流設備、中位放流設備に付随する修理用ゲートや流水遮断機能をもった予備ゲートをいう。</p> <p>注意11 小容量放流設備用ゲートとはリングシールゲート、高圧スライドゲート、ジェットフローゲート、リングホロワゲートとする。</p> <p>注意12 小容量放流設備用バルブとはホロージェットバルブ、コーンスリーブバルブ、フィクストコーンバルブ、スルースバルブとする。</p> <p>注意13 制水ゲートは高圧ローラゲートとする。なお、高圧スライドゲートおよびキャタピラゲートは含まない。</p> <p>注意14 制水設備の開閉装置にはガントリークレーンを含まない。</p> <p>注意15 取水設備の点検日数には予備ゲートまたは修理用ゲートの日数は含まないので別途加算する。</p> <p>注意16 管理運転点検ができない場合は、目視点検として設備条件に適した内容で点検日数を算出する。</p> <p>注意17 補助材料費率、直接経費率、共通仮設費率、点検整備間接費率は「ダム用水門設備」を適用する。</p> <p>(2) 作業区分別日数比率(目視点検) 表 略</p> <p>注意1 全般とはゲート設備周辺の土木構造物を含めた施設全体の目視による点検および準備、後片付けとする。</p> <p>注意2 本表は開閉装置主動力が電動機の場合である。<u>取水設備を除き</u>開閉装置主動力がエンジンの場合は、開閉装置・油圧ユニット、機側操作設備を別途考慮する。</p> <p>注意3 取水設備については次のとおり。 (1) 扉体・本体には取水蓋、リフティング装置を含む。 (2) 戸当り・固定部にはローラレールを含む。</p>	<p>2-4-12-3 ダム用水門点検 (1) 標準点検日数 表 略</p> <p>注意1 xは1門ごとの扉体面積[m²]である。ここで扉体面積とは、扉体の有効幅(純径間)×有効高とする。ただし、小容量放流設備用ゲート・バルブは口径[m]、円形・半円形多段式は最大口径[m]×全伸長[m]、多段式ローラゲートは純径間[m]×全伸長[m]とする。</p> <p>注意2 主放流設備の高圧スライドゲートは小容量放流設備用ゲート・バルブの日数を<u>適用する</u>。ただし、xは次による。 (1) 通水路断面積が円形状の場合はxを口径[m]とする。 (2) 通水路断面が矩形形状の場合は、矩形断面積を等価な円形断面積に置き換えた場合の等価口径[m]とする。(この場合の等価口径は $x=2 \times (\text{純径間}[\text{m}] \times \text{有効高}[\text{m}] \div \pi)^{0.5}$ により求められる。)</p> <p>注意3 標準点検日数は小数第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>注意4 目視点検および年点検における作業区分別日数は次式によるものとし、作業区分別日数比率は(2)、(3)による。 作業区分別点検日数[日/門] = 全体日数[日/門]×作業区分別日数比率[%]</p> <p>注意5 管理運転点検の内容は次のとおりとする。 (1) 管理運転点検(待機系) 可能な限りの負荷状態において運転しながら設備の状態確認、動作確認、扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤の目視による外観の異常の有無、前回点検時以降の変化の有無について確認を行うことを標準とする。 (2) 管理運転点検(常用系) 設備の実運転にあわせて負荷状態により設備の状態確認、動作確認、扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤の目視による外観の異常の有無、前回点検時以降の変化の有無について確認を行うことを標準とする。</p> <p>注意6 目視点検の内容は施設全般および扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤を目視により外観の異常の有無、前回点検時以降の変化の有無について確認を行い、確認運転は行わないことを標準とする。</p> <p>注意7 年点検は施設全般および扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤を外部からの目視および分解を伴う内部からの目視による点検のほか、点検用器具(テストハンマー、絶縁抵抗計、マイクロメーター、シックネスゲージ、塗膜圧計等)を用いた計測、簡易な給油脂を行った後、システム全体の機能確認を目的とした確認運転を行うことを標準とする。</p> <p>注意8 標準点検日数の点検範囲は、上記の各種点検内容のほか、準備および後片付けまでとし、以下の作業は含まないので必要な場合は別途積み上げる。 (1) 不具合原因の高度な技術的調査・検討、設備の劣化診断、修繕等の計画案の作成 (2) 油脂類の交換は別途「整備工数」による。ただし、点検時に行う軸受給油等の少量の潤滑油類の補給は標準点検日数に含まれる。 (3) 点検による施設間の移動のための作業員の拘束工数は「施設間の移動に伴う拘束工数」による。</p> <p>注意9 各設備の標準点検日数は開閉装置の動力が電動機であることを標準とする。</p> <p>注意10 制水設備とは主放流設備、中位放流設備に付随する修理用ゲートや流水遮断機能をもった予備ゲートをいう。</p> <p>注意11 小容量放流設備用ゲートとはリングシールゲート、高圧スライドゲート、ジェットフローゲート、リングホロワゲートとする。</p> <p>注意12 小容量放流設備用バルブとはホロージェットバルブ、コーンスリーブバルブ、フィクストコーンバルブ、スルースバルブとする。</p> <p>注意13 制水ゲートは高圧ローラゲートとする。なお、高圧スライドゲートおよびキャタピラゲートは含まない。</p> <p>注意14 制水設備の開閉装置にはガントリークレーンを含まない。</p> <p>注意15 取水設備の点検日数には予備ゲートまたは修理用ゲートの日数は含まないので別途加算する。</p> <p>注意16 管理運転点検ができない場合は、目視点検として設備条件に適した内容で点検日数を算出する。</p> <p>注意17 補助材料費率、直接経費率、共通仮設費率、点検整備間接費率は「ダム用水門設備」を適用する。</p> <p>(2) 作業区分別日数比率(目視点検) 表 略</p> <p>注意1 全般とはゲート設備周辺の土木構造物を含めた施設全体の目視による点検および準備、後片付けとする。</p> <p>注意2 本表は開閉装置主動力が電動機の場合である。主動力がエンジンの場合の<u>開閉装置・油圧ユニット、機側操作設備の比率は</u>別途考慮する。</p> <p>注意3 取水設備については次のとおり。 (1) 扉体・本体には取水蓋、リフティング装置を含む。 (2) 戸当り・固定部にはローラレールを含む。</p>

新	旧																																								
<p>(3) 戸当り・固定部, 取水塔体・スクリーン等の点検は水中部を除く箇所の点検とする。 (4) 扉体・本体は引き上げた休止状態での点検を標準とする。 <u>(5) 開閉装置主動力がエンジンの場合は, 開閉装置および機側操作設備を別途考慮する。</u></p> <p>注意4 主放流設備の高圧スライドゲートは小容量放流設備用ゲート・バルブの作業区分別工数比率による。</p> <p>(3) 作業区分別日数比率 (年点検) 表 略</p> <p>注意1 全般とはゲート設備周辺の土木構造物を含めた施設全体の目視による点検および準備, 後片付けとする。 注意2 確認運転は原則としてゲートの全開全閉運転を行うものとする。 注意3 本表は開閉装置主動力が電動機の場合である。<u>取水設備を除き</u>開閉装置主動力がエンジンの場合は, <u>開閉装置・油圧ユニット, 機側操作設備</u>を別途考慮する。 注意4 取水設備については次のとおり。 (1) 扉体・本体には取水蓋, リフティング装置を含む。 (2) 戸当り・固定部にはローラレールを含む。 (3) 戸当り・固定部, 取水塔体・スクリーン等の点検は水中部を除く箇所の点検とする。 (4) 扉体・本体は引き上げた休止状態での点検を標準とする。 <u>(5) 開閉装置主動力がエンジンの場合は, 開閉装置および機側操作設備を別途考慮する。</u></p> <p>注意5 主放流設備の高圧スライドゲートは小容量放流設備用ゲート・バルブの作業区分別工数比率による。</p>	<p>(3) 戸当り・固定部, 取水塔体・スクリーン等の点検は水中部を除く箇所の点検とする。 (4) 扉体・本体は引き上げた休止状態での点検を標準とする。</p> <p>注意4 主放流設備の高圧スライドゲートは小容量放流設備用ゲート・バルブの作業区分別工数比率による。</p> <p>(3) 作業区分別日数比率 (年点検) 表 略</p> <p>注意1 全般とはゲート設備周辺の土木構造物を含めた施設全体の目視による点検および準備, 後片付けとする。 注意2 確認運転は原則としてゲートの全開全閉運転を行うものとする。 注意3 本表は開閉装置主動力が電動機の場合である。主動力がエンジンの場合の<u>開閉装置・油圧ユニット</u>, 機側操作設備の比率は別途考慮する。 注意4 取水設備については次のとおり。 (1) 扉体・本体には取水蓋, リフティング装置を含む。 (2) 戸当り・固定部にはローラレールを含む。 (3) 戸当り・固定部, 取水塔体・スクリーン等の点検は水中部を除く箇所の点検とする。 (4) 扉体・本体は引き上げた休止状態での点検を標準とする。</p> <p>注意5 主放流設備の高圧スライドゲートは小容量放流設備用ゲート・バルブの作業区分別工数比率による。</p>																																								
<p>2-4-12-4 潤滑油類交換</p> <table border="1" data-bbox="320 911 1442 1146"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業種別</th> <th rowspan="2">標準整備工数</th> <th rowspan="2">摘要</th> <th colspan="2">職種別構成割合</th> </tr> <tr> <th>機械据付工</th> <th>普通作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減速機</td> <td>0.004 x₁ + 0.24 [人/台]</td> <td>x₁: 潤滑油量[L/台]</td> <td rowspan="2">85%</td> <td rowspan="2">15%</td> </tr> <tr> <td>動力切換装置</td> <td>0.13 [人/台]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ワイヤロープ</td> <td>0.016 x₂ + 0.19 [人/門]</td> <td>x₂: ワイヤロープ長[m/門]</td> <td>100%</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 必要な油脂類の費用(材料)および廃油等の処分費用は別途計上する。 注意2 標準整備工数の適用範囲は潤滑油交換に伴う準備, 交換作業, 清掃, 後片付けまでとする。 <u>注意3 標準整備工数は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</u> <u>注意4 減速機の潤滑油交換作業はラック式開閉装置にも適用できる。交換作業にはフラッシングは含まない。</u> <u>注意5 ワイヤロープ油の交換作業は旧油除去および新油塗布とし, ゲート操作を行いながらの作業を標準とする。足場等が必要な場合は別途計上する。</u> <u>注意6 ワイヤロープ長はドラムの捨て巻を含む全長とする。</u> <u>注意7 補助材料費率, 直接経費率は対象設備に関わらず「河川用水門・堰(鋼製ゲート)」を適用する。</u> <u>注意8 共通仮設費率, 点検整備間接費率については対象となる設備の率を適用する。(例: 河川用水門の減速機で潤滑油を交換した場合は「河川用水門・堰(鋼製ゲート)」の率を, ダム用水門のワイヤロープ油を交換した場合は「ダム用水門設備」の率をそれぞれ適用する。)</u></p>	作業種別	標準整備工数	摘要	職種別構成割合		機械据付工	普通作業員	減速機	0.004 x ₁ + 0.24 [人/台]	x ₁ : 潤滑油量[L/台]	85%	15%	動力切換装置	0.13 [人/台]		ワイヤロープ	0.016 x ₂ + 0.19 [人/門]	x ₂ : ワイヤロープ長[m/門]	100%	-	<p>2-4-12-4 潤滑油類交換</p> <table border="1" data-bbox="1561 911 2683 1146"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業種別</th> <th rowspan="2">標準整備工数</th> <th rowspan="2">摘要</th> <th colspan="2">職種別構成割合</th> </tr> <tr> <th>機械据付工</th> <th>普通作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減速機</td> <td>0.004 x₁ + 0.24 [人/台]</td> <td>x₁: 潤滑油量[L/台]</td> <td rowspan="2">85%</td> <td rowspan="2">15%</td> </tr> <tr> <td>動力切換装置</td> <td>0.13 [人/台]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ワイヤロープ</td> <td>0.016 x₂ + 0.19 [人/門]</td> <td>x₂: ワイヤロープ長[m/門]</td> <td>100%</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 必要な油脂類の費用(材料)および廃油等の処分費用は別途計上する。 注意2 標準整備工数の適用範囲は潤滑油交換に伴う準備, 交換作業, 清掃, 後片付けまでとする。 <u>注意3 減速機の潤滑油交換作業はラック式開閉装置にも適用できる。交換作業にはフラッシングは含まない。</u> <u>注意4 ワイヤロープ油の交換作業は旧油除去および新油塗布とし, ゲート操作を行いながらの作業を標準とする。足場等が必要な場合は別途計上する。</u> <u>注意5 ワイヤロープ長はドラムの捨て巻を含む全長とする。</u> <u>注意6 補助材料費率, 直接経費率は対象設備に関わらず「河川用水門・堰(鋼製ゲート)」を適用する。</u> <u>注意7 共通仮設費率, 点検整備間接費率については対象となる設備の率を適用する。(例: 河川用水門の減速機で潤滑油を交換した場合は「河川用水門・堰(鋼製ゲート)」の率を, ダム用水門のワイヤロープ油を交換した場合は「ダム用水門設備」の率をそれぞれ適用する。)</u></p>	作業種別	標準整備工数	摘要	職種別構成割合		機械据付工	普通作業員	減速機	0.004 x ₁ + 0.24 [人/台]	x ₁ : 潤滑油量[L/台]	85%	15%	動力切換装置	0.13 [人/台]		ワイヤロープ	0.016 x ₂ + 0.19 [人/門]	x ₂ : ワイヤロープ長[m/門]	100%	-
作業種別				標準整備工数	摘要	職種別構成割合																																			
	機械据付工	普通作業員																																							
減速機	0.004 x ₁ + 0.24 [人/台]	x ₁ : 潤滑油量[L/台]	85%	15%																																					
動力切換装置	0.13 [人/台]																																								
ワイヤロープ	0.016 x ₂ + 0.19 [人/門]	x ₂ : ワイヤロープ長[m/門]	100%	-																																					
作業種別	標準整備工数	摘要	職種別構成割合																																						
			機械据付工	普通作業員																																					
減速機	0.004 x ₁ + 0.24 [人/台]	x ₁ : 潤滑油量[L/台]	85%	15%																																					
動力切換装置	0.13 [人/台]																																								
ワイヤロープ	0.016 x ₂ + 0.19 [人/門]	x ₂ : ワイヤロープ長[m/門]	100%	-																																					

新	旧																																				
<p>第3節 業務管理費及び一般管理費等</p> <p>1-3-1 業務管理費</p> <p>1-3-1-1 業務管理費</p> <p>(1) 業務管理費</p> <p>ア 業務管理費は業務を実施する上で受注者が現場業務を管理運営するために必要な直接業務費以外の費用とする。</p> <p>イ 業務管理費は業務責任者給料手当、法定福利費、福利厚生費、労務管理費、安全管理費、通信交通費、事務用品費、租税公課、保険料、雑費から構成され、それぞれの内容は建築保全業務積算基準による。</p> <p>(2) 業務管理費の算定</p> <p>ア 業務管理費は「直接業務費×業務管理費率」（円未満切捨て）により求める。</p> <p>イ 業務管理費率は別記の表による。業務管理費率の区分は直接物品費率と同じ区分とする。</p> <p>(3) 業務管理費率表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">業務管理費率</th> <th style="text-align: center;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空調設備</td> <td style="text-align: center;">32%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調設備（関連機器）</td> <td style="text-align: center;">19%</td> <td style="text-align: center;">(注意1)</td> </tr> <tr> <td>防災設備</td> <td style="text-align: center;">19%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 「空調設備（関連機器）」は冷熱源機器及びヘッダー以外のものに適用する。</p> <p>1-3-2 一般管理費等</p> <p>1-3-2-1 一般管理費等</p> <p>(1) 一般管理費等</p> <p>ア 一般管理費等は受注者が企業を維持運営するために必要な直接業務費及び業務管理費以外の費用で、一般管理費（営業費を含む）及び営業利益とする。</p> <p>イ 一般管理費等は役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、光熱水費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費から構成され、その内容は建築保全業務積算基準による。</p> <p>(2) 一般管理費等の算定</p> <p>ア 一般管理費等は「業務原価×一般管理費等率」（円未満切捨て）により求める。</p> <p>イ 一般管理費等率は別記の表による。業務管理費率の区分は直接物品費率と同じ区分とする。</p> <p>(3) 一般管理費等率表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">一般管理費等率</th> <th style="text-align: center;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空調設備</td> <td style="text-align: center;">8%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調設備（関連機器）</td> <td style="text-align: center;">8%</td> <td style="text-align: center;">(注意1)</td> </tr> <tr> <td>防災設備</td> <td style="text-align: center;">8%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 「空調設備（関連機器）」は冷熱源機器及びヘッダー以外のものに適用する。</p>	区分	業務管理費率	摘要	空調設備	32%		空調設備（関連機器）	19%	(注意1)	防災設備	19%		区分	一般管理費等率	摘要	空調設備	8%		空調設備（関連機器）	8%	(注意1)	防災設備	8%		<p>第3節 業務管理費及び一般管理費等</p> <p>1-3-1 業務管理費</p> <p>1-3-1-1 業務管理費</p> <p>(1) 業務管理費</p> <p>ア 業務管理費は業務を実施する上で受注者が現場業務を管理運営するために必要な直接業務費以外の費用とする。</p> <p>イ 業務管理費は総合調整費、福利厚生費、通信交通費、安全管理費、技術管理費、その他から構成され、それぞれの内容は建築保全業務積算基準による。</p> <p>(2) 業務管理費の算定</p> <p>ア 業務管理費は「直接業務費×業務管理費率」（円未満切捨て）により求める。</p> <p>イ 業務管理費率は別記の表による。業務管理費率の区分は直接物品費率と同じ区分とする。</p> <p>(3) 業務管理費率表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">業務管理費率</th> <th style="text-align: center;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空調設備</td> <td style="text-align: center;">18%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調設備（関連機器）</td> <td style="text-align: center;">6%</td> <td style="text-align: center;">(注意1)</td> </tr> <tr> <td>防災設備</td> <td style="text-align: center;">6%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 「空調設備（関連機器）」は冷熱源機器及びヘッダー以外のものに適用する。</p> <p>1-3-2 一般管理費等</p> <p>1-3-2-1 一般管理費等</p> <p>(1) 一般管理費等</p> <p>ア 一般管理費等は受注者が企業を維持運営するために必要な直接業務費及び業務管理費以外の費用で、一般管理費（営業費を含む）及び営業利益とする。</p> <p>イ 一般管理費等は役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、光熱水費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費から構成され、その内容は建築保全業務積算基準による。</p> <p>(2) 一般管理費等の算定</p> <p>ア 一般管理費等は「業務原価×一般管理費等率」（円未満切捨て）により求める。</p> <p>イ 一般管理費等率は20%とする。</p>	区分	業務管理費率	摘要	空調設備	18%		空調設備（関連機器）	6%	(注意1)	防災設備	6%	
区分	業務管理費率	摘要																																			
空調設備	32%																																				
空調設備（関連機器）	19%	(注意1)																																			
防災設備	19%																																				
区分	一般管理費等率	摘要																																			
空調設備	8%																																				
空調設備（関連機器）	8%	(注意1)																																			
防災設備	8%																																				
区分	業務管理費率	摘要																																			
空調設備	18%																																				
空調設備（関連機器）	6%	(注意1)																																			
防災設備	6%																																				

新

第2章 標準歩掛

第2節 空調設備関係

2-2-3-7 全熱交換器点検

単位：台

作業種別	細別規格	保全技師補	保全技術員	保全技術員補
静止形	1,000m ³ /h 以下	-	0.07	0.52
	1,000m ³ /h 超	-	0.07	0.78
回転形	2,000m ³ /h 超	-	0.15	0.78

注意1 台数補正は適用しない。

2-2-3-8 入力条件表

(7) 全熱交換器点検

(歩掛2-2-3-7)

施工単価コード

DDJ02030710

	条件1 作業種別	条件2 細別規格			
01	静止形	1000m ³ /h以下			
02	回転形	1000m ³ /h超			
03		2000m ³ /h超			

旧

第2章 標準歩掛

第2節 空調設備関係

2-2-3-7 全熱交換器点検

単位：台

作業種別	細別規格	保全技師補	保全技術員	保全技術員補
静止形	2,000m ³ /h 以下	-	0.07	0.52
	2,000m ³ /h 超	-	0.07	0.78
回転形	2,000m ³ /h 以下	-	0.15	0.52
	2,000m ³ /h 超	-	0.15	0.78

注意1 台数補正は適用しない。

2-2-3-8 入力条件表

(7) 全熱交換器点検

(歩掛2-2-3-7)

施工単価コード

DDJ02030710

	条件1 作業種別	条件2 細別規格			
01	静止形	2000m ³ /h以下			
02	回転形	2000m ³ /h超			

新					旧						
第3節 防災設備関係 2-3-2 加算表 2-3-2-1 加算表による歩掛					第3節 防災設備関係 2-3-2 加算表 2-3-2-1 加算表による歩掛						
分類	区分	単位	<u>保全技師補</u>	摘要	分類	区分	単位	保全技術員	摘要		
第1区分	消火器具	施設	<u>0.338</u>		第1区分	消火器具	施設	0.35			
第2区分	屋内消火栓設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備	施設	<u>0.801</u>		第2区分	屋内消火栓設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備	施設	0.83			
第3区分	排煙設備	施設	<u>0.386</u>		第3区分	排煙設備	施設	0.40			
第4区分	自動火災報知設備 非常警報設備 誘導灯及び誘導標識	施設	<u>0.338</u>		第4区分	自動火災報知設備 非常警報設備 誘導灯及び誘導標識	施設	0.35			
注意1 本表の区分欄に定める設備のうち、点検対象が1つの設備のみである場合は当該設備に相当する分類の歩掛を計上する。複数の設備がある場合は、各設備に相当する分類のうち、歩掛の最も大きい分類の歩掛を計上する。(歩掛計上は1区分のみとし、これ以外の設備については計上しない。)					注意1 本表の区分欄に定める設備のうち、点検対象が1つの設備のみである場合は当該設備に相当する分類の歩掛を計上する。複数の設備がある場合は、各設備に相当する分類のうち、歩掛の最も大きい分類の歩掛を計上する。(歩掛計上は1区分のみとし、これ以外の設備については計上しない。)						
注意2 本表による歩掛の計上は建物単位ごとに行う。					注意2 本表による歩掛の計上は建物単位ごとに行う。						
2-3-3 消火器具点検工 2-3-3-1 消火器点検					2-3-3 消火器具点検工 2-3-3-1 消火器点検						
作業種別	細別規格	単位	6ヶ月点検 <u>保全技師補</u>	12ヶ月点検 <u>保全技師補</u>	摘要	作業種別	細別規格	単位	6ヶ月点検 <u>保全技術員</u>	12ヶ月点検 <u>保全技術員</u>	摘要
粉末消火器	加圧式	本	0.022	-		粉末消火器	加圧式	本	0.022	-	
	車載式	本	<u>0.255</u>	-			車載式	本	<u>0.264</u>	-	
	蓄圧式	本	0.022	-			蓄圧式	本	0.022	-	
ハロゲン化物消火器		本	<u>0.043</u>	-		ハロゲン化物消火器		本	<u>0.044</u>	-	
注意1 台数補正は適用しない。					注意1 台数補正は適用しない。						
2-3-4 屋内消火栓設備または屋外消火栓設備点検工 2-3-4-1 消火栓設備点検					2-3-4 屋内消火栓設備または屋外消火栓設備点検工 2-3-4-1 消火栓設備点検						
作業種別	細別区分	単位	6ヶ月点検 <u>保全技師補</u>	12ヶ月点検 <u>保全技師補</u>	摘要	作業種別	細別区分	単位	6ヶ月点検 <u>保全技術員</u>	12ヶ月点検 <u>保全技術員</u>	摘要
加圧送水装置		組	<u>0.367</u>	二		加圧送水装置		組	<u>0.380</u>	<u>0.380</u>	
制御盤		面	<u>0.246</u>	二		制御盤		面	<u>0.254</u>	<u>0.254</u>	
消火栓		組	<u>0.102</u>	二		消火栓		組	<u>0.105</u>	<u>0.105</u>	
起動用スイッチ		個	0.011	二		起動用スイッチ		個	0.011	<u>0.011</u>	
表示灯		灯	0.007	二	(注意1)	表示灯		灯	0.007	<u>0.007</u>	
呼水装置		組	<u>0.164</u>	二		呼水装置		組	<u>0.170</u>	<u>0.170</u>	
放水試験		式	-	<u>0.965</u>		放水試験		式	-	<u>1.000</u>	
注意1 表示灯の歩掛は本設備以外の設備の表示灯にも適用できる。 注意2 台数補正は適用しない。					注意1 表示灯の歩掛は本設備以外の設備の表示灯にも適用できる。 注意2 台数補正は適用しない。						

新						旧					
2-3-4-2 入力条件表 (1) 消火栓設備点検 (歩掛2-3-4-1) 施工単価コード DDJ03040110 表省略 注意1 (条件1=01) のときは (条件2=07) を適用しない。 <u>注意2 (条件1=02) のときは (条件2=01~06) を適用しない。</u>						2-3-4-2 入力条件表 (1) 消火栓設備点検 (歩掛2-3-4-1) 施工単価コード DDJ03040110 表省略 注意1 (条件1=01) のときは (条件2=07) を適用しない。					
2-3-5 不活性ガス消火設備点検工 2-3-5-1 不活性ガス消火器点検						2-3-5 不活性ガス消火設備点検工 2-3-5-1 不活性ガス消火器点検					
作業種別	細別区分	単位	6ヶ月点検	12ヶ月点検	摘要	作業種別	細別区分	単位	6ヶ月点検	12ヶ月点検	摘要
			保全技師補	保全技師補					保全技術員	保全技術員	
消火剤貯蔵容器		基	<u>0.082</u>	—	二酸化炭素ほか	消火剤貯蔵容器		基	<u>0.085</u>	<u>0.085</u>	二酸化炭素ほか
容器弁開放装置	電磁式	個	0.021	—		容器弁開放装置	電磁式	個	0.021	<u>0.021</u>	
起動用ガス容器		個	0.014	—		起動用ガス容器		個	0.014	<u>0.014</u>	
起動用操作箱		個	0.014	—		起動用操作箱		個	0.014	<u>0.014</u>	
音響装置		組	0.007	—		音響装置		組	0.007	<u>0.007</u>	
連動盤	5回線以下	面	<u>0.068</u>	—		連動盤	5回線以下	面	<u>0.070</u>	<u>0.070</u>	
	1回線増す毎に	面	0.004	—			1回線増す毎に	面	0.004	<u>0.004</u>	
電源装置		組	<u>0.068</u>	—	放出制御盤	電源装置		組	<u>0.070</u>	<u>0.070</u>	放出制御盤
圧力スイッチ		個	<u>0.043</u>	—		圧力スイッチ		個	<u>0.044</u>	<u>0.044</u>	
<u>逆止弁</u>		個	0.014	—	復旧弁・ <u>不還弁</u>	<u>不還弁</u>		個	0.014	<u>0.014</u>	復旧弁・ <u>逆止弁</u>
開口部自動閉鎖装置		個	<u>0.102</u>	—	ダンパー、ピストンレリーザー	開口部自動閉鎖装置		個	<u>0.105</u>	<u>0.105</u>	ダンパー、ピストンレリーザー
放出表示灯箱		個	0.014	—		放出表示灯箱		個	0.014	<u>0.014</u>	
選択弁		個	<u>0.143</u>	—		選択弁		個	<u>0.148</u>	<u>0.148</u>	
ヘッド		個	<u>0.002</u>	—		ヘッド		<u>100個</u>	<u>0.220</u>	<u>0.220</u>	
作動試験		式	<u>0.143</u>	—		作動試験		式	<u>0.148</u>	<u>0.148</u>	
放出試験		式	—	<u>0.616</u>		放出試験		式	—	<u>0.638</u>	
容器搬入		式	—	<u>0.616</u>		容器搬入		式	—	<u>0.638</u>	
注意1 台数補正は適用しない。						注意1 台数補正は適用しない。					

新

2-3-5-2 入力条件表

(1) 不活性ガス消火器点検

(歩掛2-3-5-1)

施工単価コード

DDJ03050110

	条件1 点検種別	条件2 作業種別	条件3 連動盤回線数		
01	6ヶ月点検	消火剤貯蔵容器	(整数入力)		
02	12ヶ月点検	容器弁開放装置			
03		起動用ガス容器			
04		起動用操作箱			
05		音響装置			
06		連動盤			
07		電源装置			
08		圧力スイッチ			
09		<u>逆止弁</u>			
10		開口部自動閉鎖装置			
11		放出表示灯箱			
12		選択弁			
13		ヘッド			
14		作動試験			
15		放出試験			
16		容器搬入			

注意1 (条件1=01) のときは (条件2=15, 16) を適用しない。

注意2 (条件1=02) のときは (条件2=01~14) を適用しない。

注意3 条件3は (条件2=06) のときに適用する。

旧

2-3-5-2 入力条件表

(1) 不活性ガス消火器点検

(歩掛2-3-5-1)

施工単価コード

DDJ03050110

	条件1 点検種別	条件2 作業種別	条件3 連動盤回線数		
01	6ヶ月点検	消火剤貯蔵容器	(整数入力)		
02	12ヶ月点検	容器弁開放装置			
03		起動用ガス容器			
04		起動用操作箱			
05		音響装置			
06		連動盤			
07		電源装置			
08		圧力スイッチ			
09		<u>不還弁</u>			
10		開口部自動閉鎖装置			
11		放出表示灯箱			
12		選択弁			
13		ヘッド			
14		作動試験			
15		放出試験			
16		容器搬入			

注意1 (条件1=01) のときは (条件2=15, 16) を適用しない。

注意2 条件3は (条件2=06) のときに適用する。

新						旧					
2-3-6 ハロゲン化物消火設備点検工 2-3-6-1 ハロゲン化物消火設備点検						2-3-6 ハロゲン化物消火設備点検工 2-3-6-1 ハロゲン化物消火設備点検					
作業種別	細別区分	単位	6ヶ月点検	12ヶ月点検	摘要	作業種別	細別区分	単位	6ヶ月点検	12ヶ月点検	摘要
			保全技師補	保全技師補					保全技術員	保全技術員	
消火剤貯蔵容器		基	0.123	—	ハロンほか	消火剤貯蔵容器		基	0.127	0.127	ハロンほか
容器弁開放器	電磁式	個	0.021	—		容器弁開放器	電磁式	個	0.021	0.021	
	ガス式	個	0.014	—			ガス式	個	0.014	0.014	
起動用ガス容器		個	0.014	—		起動用ガス容器		個	0.014	0.014	
起動用操作箱		個	0.014	—	起動装置	起動用操作箱		個	0.014	0.014	起動装置
音響装置		組	0.007	—		音響装置		組	0.007	0.007	
音声盤		面	0.068	—		音声盤		面	0.070	0.070	
電源装置		組	0.068	—	ハロン制御盤	電源装置		組	0.070	0.070	ハロン制御盤
逆止弁		個	0.014	—	復旧弁・不還弁	不還弁		個	0.014	0.014	復旧弁・逆止弁
開口部自動閉鎖装置		個	0.102	—	ダンパー、ピストンレリーザー	開口部自動閉鎖装置		個	0.105	0.105	ダンパー、ピストンレリーザー
放出表示灯箱		個	0.014	—		放出表示灯箱		個	0.014	0.014	
選択弁		個	0.143	—		選択弁		個	0.148	0.148	
ヘッド		個	0.002	—		ヘッド		100個	0.220	0.220	
作動試験		式	0.143	—		作動試験		式	0.148	0.148	
放出試験		式	—	1.120	容器の搬出入を含む	放出試験		式	—	1.160	容器の搬出入を含む
注意1 台数補正は適用しない。						注意1 台数補正は適用しない。					
2-3-6-2 入力条件表						2-3-6-2 入力条件表					
(1) ハロゲン化物消火設備点検		(歩掛2-3-6-1)		施工単価コード	DDJ03060110	(1) ハロゲン化物消火設備点検		(歩掛2-3-6-1)		施工単価コード	DDJ03060110
条件1 点検種別	条件2 作業種別・細別規格					条件1 点検種別	条件2 作業種別・細別規格				
01	6ヶ月点検	消火剤貯蔵容器				01	6ヶ月点検	消火剤貯蔵容器			
02	12ヶ月点検	容器弁開放器(電磁)				02	12ヶ月点検	容器弁開放器(電磁)			
03		容器弁開放器(ガス)				03		容器弁開放器(ガス)			
04		起動用ガス容器				04		起動用ガス容器			
05		起動用操作箱				05		起動用操作箱			
06		音響装置				06		音響装置			
07		音声盤				07		音声盤			
08		電源装置				08		電源装置			
09		逆止弁				09		不還弁			
10		開口部自動閉鎖装置				10		開口部自動閉鎖装置			
11		放出表示灯箱				11		放出表示灯箱			
12		選択弁				12		選択弁			
13		ヘッド				13		ヘッド			
14		作動試験				14		作動試験			
15		放出試験				15		放出試験			
注意1 (条件1=01) のときは (条件2=15) を適用しない。						注意1 (条件1=01) のときは (条件2=15) を適用しない。					
注意2 (条件1=02) のときは (条件2=01~14) を適用しない。											

新						旧					
2-3-7 自動火災報知設備点検工 2-3-7-1 自動火災報知設備点検						2-3-7 自動火災報知設備点検工 2-3-7-1 自動火災報知設備点検					
作業種別	細別区分	単位	6ヶ月点検	12ヶ月点検	摘要	作業種別	細別区分	単位	6ヶ月点検	12ヶ月点検	摘要
			保全技師補	保全技師補					保全技術員	保全技術員	
受信機P型1級	19回線以下	面	0.094	0.098		受信機P型1級	19回線以下	面	0.097	0.198	
	10回線以内増す毎に	面	0.020	0.028			10回線以内増す毎に	面	0.020	0.048	
受信機P型2級		面	0.073	0.077		受信機P型2級		面	0.075	0.154	
差動式分布型感知器	50個まで	個	0.043	-		差動式分布型感知器	50個まで	個	0.044	0.044	
	51個から100個まで	個	0.038	-			51個から100個まで	個	0.039	0.039	
	101個以上	個	0.034	-			101個以上	個	0.035	0.035	
差動式又は補償式 スポット型感知器	50個まで	個	0.007	-		差動式又は補償式 スポット型感知器	50個まで	個	0.007	0.007	
	51個から100個まで	個	0.006	-			51個から100個まで	個	0.006	0.006	
	101個以上	個	0.005	-			101個以上	個	0.005	0.005	
定温式 スポット型感知器	50個まで	個	0.013	-		定温式 スポット型感知器	50個まで	個	0.013	0.013	
	51個から100個まで	個	0.011	-			51個から100個まで	個	0.011	0.011	
	101個以上	個	0.009	-			101個以上	個	0.009	0.009	
煙感知器	50個まで	個	0.024	0.054		煙感知器	50個まで	個	0.024	0.079	
	51個から100個まで	個	0.022	0.047			51個から100個まで	個	0.022	0.070	
	101個から150個まで	個	0.020	0.040			101個から150個まで	個	0.020	0.061	
	151個以上	個	0.017	0.035			151個以上	個	0.017	0.053	
P型1級発信機		個	0.010	-		P型1級発信機		個	0.010	0.010	
P型2級発信機		個	0.010	-		P型2級発信機		個	0.010	0.010	
音響装置		個	0.007	-	ベル	音響装置		個	0.007	0.007	ベル
消火栓起動装置		個	0.059	-		消火栓起動装置		個	0.061	0.061	
常用電源		組	0.028	-		常用電源		組	0.028	0.028	
予備電源		組	0.094	-	非常用電源	予備電源		組	0.097	0.097	非常用電源

注意1 台数補正は適用しない。

2-3-7-2 入力条件表
(1) 自動火災報知設備点検 (歩掛2-3-7-1) 施工単価コード DDJ03070110

表省略
注意1 (条件1=02) のときは (条件2=03~05, 07~12) を適用しない。
注意2 条件3は (条件2=01) のときに適用する。
注意3 条件4は (条件2=03~06) のときに適用する。ただし, (条件2=03~05) のときは (条件4=04) を適用しない。

注意1 台数補正は適用しない。

2-3-7-2 入力条件表
(1) 自動火災報知設備点検 (歩掛2-3-7-1) 施工単価コード DDJ03070110

表省略
注意1 条件3は (条件2=01) のときに適用する。
注意2 条件4は (条件2=03~06) のときに適用する。ただし, (条件2=03~05) のときは (条件4=04) を適用しない。

新						旧					
2-3-8 非常警報設備点検工 2-3-8-1 放送設備点検						2-3-8 非常警報設備点検工 2-3-8-1 放送設備点検					
作業種別	細別区分	単位	6ヶ月点検	12ヶ月点検	摘要	作業種別	細別区分	単位	6ヶ月点検	12ヶ月点検	摘要
			保全技師補	保全技師補					保全技術員	保全技術員	
増幅器操作部	200W以下	台	0.357	-		増幅器操作部	200W以下	台	0.370	0.370	
	100W増す毎に	台	0.047	-			100W増す毎に	台	0.048	0.048	
	自火報連動加算	台	0.047	-	(注意1)		自火報連動加算	台	0.048	0.048	(注意1)
スピーカ回線	スピーカ50個まで	個	0.013	-		スピーカ回線	スピーカ50個まで	個	0.013	0.013	
	51個から100個まで	個	0.011	-			51個から100個まで	個	0.011	0.011	
	101個以上	個	0.010	-			101個以上	個	0.010	0.010	
音量調整器		個	0.006	-		音量調整器		個	0.006	0.006	
起動装置	押しボタン	個	0.013	-		起動装置	押しボタン	個	0.013	0.013	
常用電源		組	0.029	-		常用電源		組	0.030	0.030	
非常電源		組	0.119	-		非常電源		組	0.123	0.123	
注意1 自動火災報知設備連動の場合に適用する。 注意2 台数補正は適用しない。						注意1 自動火災報知設備連動の場合に適用する。 注意2 台数補正は適用しない。					
2-3-8-2 入力条件表 (1) 放送設備点検 (歩掛2-3-8-1) 施工単価コード DDJ03080110						2-3-8-2 入力条件表 (1) 放送設備点検 (歩掛2-3-8-1) 施工単価コード DDJ03080110					
	条件1 点検種別	条件2 作業種別・細別規格	条件3 増幅器出力[W]	条件4 自火報連動加算	条件5 台数補正		条件1 点検種別	条件2 作業種別・細別規格	条件3 増幅器出力[W]	条件4 自火報連動加算	条件5 台数補正
01	6ヶ月点検	増幅器操作部	(整数入力)	自火報連動あり	50個まで	01	6ヶ月点検	増幅器操作部	(整数入力)	自火報連動あり	50個まで
02	<u>(削除)</u>	スピーカ回線		自火報連動なし	51個以上	02	<u>12ヶ月点検</u>	スピーカ回線		自火報連動なし	51個以上
03		音量調整器			101個以上	03		音量調整器			101個以上
04		起動装置(押ボタン)				04		起動装置(押ボタン)			
05		常用電源				05		常用電源			
06		非常電源				06		非常電源			
注意1 条件3, 条件4は(条件2=01)のときに適用する。 注意2 条件5は(条件2=02)のときに適用する。						注意1 条件3, 条件4は(条件2=01)のときに適用する。 注意2 条件5は(条件2=02)のときに適用する。					

新						旧					
2-3-9 誘導灯および誘導標識点検工						2-3-9 誘導灯および誘導標識点検工					
2-3-9-1 誘導灯・誘導標識点検						2-3-9-1 誘導灯・誘導標識点検					
作業種別	細別区分	単位	6ヶ月点検	12ヶ月点検	摘要	作業種別	細別区分	単位	6ヶ月点検	12ヶ月点検	摘要
			保全技師補	保全技師補					保全技術員	保全技術員	
誘導灯	50灯まで	灯	0.026	-		誘導灯	50灯まで	灯	0.026	0.026	
	51灯から100灯まで	灯	0.024	-			51灯から100灯まで	灯	0.024	0.024	
	101灯以上	灯	0.022	-			101灯以上	灯	0.022	0.022	
誘導標識		枚	0.004	-		誘導標識		枚	0.004	0.004	
注意1 台数補正は適用しない。						注意1 台数補正は適用しない。					
2-3-9-2 入力条件表						2-3-9-2 入力条件表					
(1) 誘導灯・誘導標識点検		(歩掛2-3-9-1)		施工単価コード	DDJ03090110	(1) 誘導灯・誘導標識点検		(歩掛2-3-9-1)		施工単価コード	DDJ03090110
	条件1 点検種別	条件2 作業種別・細別規格	条件3 台数補正				条件1 点検種別	条件2 作業種別・細別規格	条件3 台数補正		
01	6ヶ月点検	誘導灯	50灯まで			01	6ヶ月点検	誘導灯	50灯まで		
02	(削除)	誘導標識	51灯以上			02	12ヶ月点検	誘導標識	51灯以上		
03			101灯以上			03			101灯以上		
注意1 条件3は（条件2=01）のときに適用する。						注意1 条件3は（条件2=01）のときに適用する。					

新						旧					
2-3-10 排煙設備点検工 2-3-10-1 排煙設備点検						2-3-10 排煙設備点検工 2-3-10-1 排煙設備点検					
作業種別	細別区分	単位	6ヶ月点検	12ヶ月点検	摘要	作業種別	細別区分	単位	6ヶ月点検	12ヶ月点検	摘要
			保全技師補	保全技師補					保全技術員	保全技術員	
制御盤	10回線以下	面	0.173	-		制御盤	10回線以下	面	0.179	0.179	
	1回線増す毎に	面	0.005	-			1回線増す毎に	面	0.005	0.005	
ダンパー (FD以外)	50個まで	個	0.077	-		ダンパー (FD以外)	50個まで	個	0.079	0.079	
	51個から100個まで	個	0.068	-			51個から100個まで	個	0.070	0.070	
	101個以上	個	0.059	-			101個以上	個	0.061	0.061	
防火戸 (片開き扉・常開)	50枚まで	枚	0.051	-		防火戸 (ドア式S型)	50枚まで	枚	0.052	0.052	
	51枚から100枚まで	枚	0.047	-			51枚から100枚まで	枚	0.048	0.048	
	101枚以上	枚	0.043	-			101枚以上	枚	0.044	0.044	
防火戸 (引戸式ウェイト閉鎖型)	煙連動ありの場合	枚	0.204	-		防火戸 (引戸式ウェイト閉鎖型)	煙連動ありの場合	枚	0.211	0.211	
	煙連動なしの場合	枚	0.153	-			煙連動なしの場合	枚	0.158	0.158	
電動式シャッター (煙連動あり)	50枚まで	枚	0.120	-		電動式シャッター (煙連動あり)	50枚まで	枚	0.124	0.124	
	51枚から100枚まで	枚	0.109	-			51枚から100枚まで	枚	0.112	0.112	
	101枚以上	枚	0.101	-			101枚以上	枚	0.104	0.104	
電動式シャッター (煙連動なし)	50枚まで	枚	0.084	-		電動式シャッター (煙連動なし)	50枚まで	枚	0.087	0.087	
	51枚から100枚まで	枚	0.076	-			51枚から100枚まで	枚	0.078	0.078	
	101枚以上	枚	0.070	-			101枚以上	枚	0.073	0.073	
自然排煙口	50組まで	組	0.018	-		自然排煙口	50組まで	組	0.018	0.018	
	51組から100組まで	組	0.015	-			51組から100組まで	組	0.015	0.015	
	101組以上	組	0.013	-			101組以上	組	0.013	0.013	
排煙装置	モーター駆動	台	0.193	-		排煙装置	モーター駆動	台	0.200	0.200	

注意1 台数補正は適用しない。

注意1 台数補正は適用しない。

2-3-10-2 入力条件表						2-3-10-2 入力条件表											
(1) 排煙設備点検					(歩掛2-3-10-1)	施工単価コード	(1) 排煙設備点検					(歩掛2-3-10-1)	施工単価コード	DDJ03100110			
条件1 点検種別	条件2 作業種別・細別規格	条件3 制御盤回線数	条件4 煙連動	条件5 台数補正		条件1 点検種別	条件2 作業種別・細別規格	条件3 制御盤回線数	条件4 煙連動	条件5 台数補正		条件1 点検種別	条件2 作業種別・細別規格	条件3 制御盤回線数	条件4 煙連動	条件5 台数補正	
01	6ヶ月点検	制御盤	(整数入力)	煙連動あり	50枚等まで	01	6ヶ月点検	制御盤	(整数入力)	煙連動あり	50枚等まで	01	6ヶ月点検	制御盤	(整数入力)	煙連動あり	50枚等まで
02	<u>(削除)</u>	ダンパー(FD以外)		煙連動なし	51枚等以上	02	12ヶ月点検	ダンパー(FD以外)		煙連動なし	51枚等以上	02	12ヶ月点検	ダンパー(FD以外)		煙連動なし	51枚等以上
03		防火戸(片開き扉・ <u>常開</u>)			101枚等以上	03		防火戸(<u>ドアS</u>)			101枚等以上	03		防火戸(<u>ドアS</u>)			101枚等以上
04		防火戸(ウェイト閉鎖)				04		防火戸(ウェイト閉鎖)				04		防火戸(ウェイト閉鎖)			
05		電動式シャッター				05		電動式シャッター				05		電動式シャッター			
06		自然排煙口				06		自然排煙口				06		自然排煙口			
07		排煙装置				07		排煙装置				07		排煙装置			

注意1 条件3は(条件2=01)のときに適用する。
注意2 条件4は(条件2=04, 05)のときに適用する。
注意3 条件5は(条件2=02, 03, 05, 06)のときに適用する。

注意1 条件3は(条件2=01)のときに適用する。
注意2 条件4は(条件2=04, 05)のときに適用する。
注意3 条件5は(条件2=02, 03, 05, 06)のときに適用する。

新						旧					
2-3-11 配線点検工 2-3-11-1 配線点検						2-3-11 配線点検工 2-3-11-1 配線点検					
作業種別	細別区分	単位	6ヶ月点検	12ヶ月点検	摘要	作業種別	細別区分	単位	6ヶ月点検	12ヶ月点検	摘要
			保全技師補	保全技師補					保全技術員	保全技術員	
配線		式	-	<u>0.100</u>	建物単位とする	配線		式	-	<u>0.103</u>	建物単位とする